

景観施策における色彩コントロールの実態と傾向

— 全国151自治体に対する色彩に関する調査研究 —

○正会員 野村秀久^{※3} 同 川上光彦^{※1} 同 竹田恵子^{※2} 同 木下信弥^{※3}

1 研究の目的

本研究は、景観施策における色彩の取り扱いの現状と課題を明らかにし、良好な色彩景観形成のための方法の構築を目的とするものであり、実態調査にもとづいてつぎに示す点を研究対象としている。

- (1) 条例等による、自治体独自の色彩に関する制度の状況
- (2) 色彩に関する独自制度の具体的な施策状況の整理等
- (3) 景観施策全体における“色彩”の位置づけとその背景
- (4) 具体的事例の検証による実態の把握

なお、本報告では上記のうち主に(1)～(3)を報告する。

2 研究の方法

全国47都道府県、および景観施策に対して積極的に取り組んでいると思われる104市町を対象に、以下の調査項目について郵送形式のアンケート調査(94年12月～95年2月)を行い、合わせてこれらに関する資料を入手した。

表1 調査票の配布・回収結果

	配布数	回収数	回収率
都道府県	47	45	95.7%
市・町	104	92	88.5%
合計	151	137	90.7%

平成7年2月末日までに返送されたものを集計・分析の対象とした。

調査項目

A. 景観施策に関する一般的事項

- a. 条例、要綱、基本計画、デザインガイドやマニュアル、景観対策組織、審議会の有無
- b. 上記の名称及び制定年月
- c. 景観形成及び重点地区等の名称・合計区域面積
- d. 施策における主な対象物
- e. 基準等作成時の参考都市

B. 景観施策による色彩に関する事項

- a. 色彩に関する規制や誘導の有無
- b. 規制の内容
- c. 規制、誘導と区域等の関連
- d. 計画申請時の資料の提出
- e. 評価者
- f. 申請物件の周辺環境の測色調査
- g. 調査時の使用色票
- h. 測色調査の時期
- i. 色彩に関する問題点
- j. 色彩の重要度
- k. 事例

3-1 自治体における色彩に関する規制の状況

自治体における色彩に関する規制を、

- ① 条例・要綱等に色彩に関する項目がある
- ② 色彩に関するガイドラインやマニュアル等がある
- ③ その他
- ④ 色彩に関しては特に規制や誘導を設けていない

として、都道府県・市町別に集計を行った。(図1)

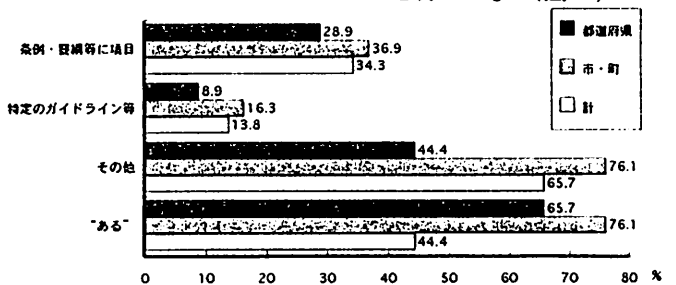


図1 色彩に関する規制の状況

その結果都道府県では、回答のあった45都道府県中20件(44.4%)、市町では回答92市町中70件(76.1%)が何らかの色彩に関する規制を行っている。都道府県では半数を下まわっているのに対し、市町では3/4以上という高い結果が得られた。しかし本調査が対象とした104市町は、都市景観に対して積極的な取り組みがなされていると思われる市町を抽出したため、全国的レベルよりかなり高い割合になっていると推定される。また③その他の項の内容としては、“大規模建築物及び景観形成に関わる基準書の中に記載されている”や“計画物件申請の際の届出書の中に項目がある”などが見られた。

3-2 規制・誘導における色彩の表現方法

色彩に関して何らかの規制・誘導を行っているという回答のあった90の自治体の中で、色彩をどのような表現方法で規制・誘導を行っているかを、

- ① “原色など派手な色彩を避ける”のような抽象的表現により、好ましくない色彩を制限
- ② 色名や色記号(マンセル値等)などの具体的表現により、好ましくない色彩を制限
- ③ 好ましい色彩を、抽象的表現により奨励
- ④ 好ましい色彩を、色名や色記号などの具体的表現により奨励
- ⑤ その他

として集計を行った。(図2)

The actual conditions and tendency of control on landscape color

Study of investigation to 151 municipalities based on questionnaire method

NOMURA Hidehisa, KAWAKAMI Mitsuhiro, TAKEDA Keiko and KINOSHITA Nobuya

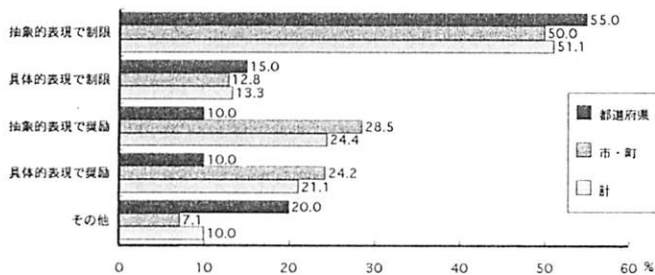


図2 規制・誘導における色彩の表現方法

その結果、抽象的表現による制限を行っている自治体が51.1%と半数を超え、次いで抽象的表現により奨励を行っている自治体が24.4%であり、いずれも抽象的表現により色彩を取り扱っている自治体が多い事が示された。抽象的表現の例としては「周辺環境との調和がとれた色彩とする」、「けばけばしい色は避ける」、「落ちついた色を使う」といったものも多く見られた。

具体的な表現で色彩を規制しているという自治体では、制限が13.3%であるのに対して奨励が21.1%と高い値を示した。これらの自治体はガイドやマニュアルが内容的にもかなり充実しており、色彩の概念の他、色に関する多くの情報が盛り込まれてあった。また実際の測色調査による街の色の抽出などを行うことにより具体的な色彩の指示に至っているようであった。

表現としては、マンセル表色系の色記号による指示がほとんどで、多くのガイドやマニュアルには、マンセル表色系の解説と合わせて色の三属性の説明、色の持つイメージなどが記載されていた。

3-3 景観規制における色彩の問題点に関して

景観規制における色彩の取り扱いの問題点に際して、以下の10の選択肢を設けその中から特に問題であると思われる項目3つを選んでもらった。(図3)

- ① 色彩評価は個人差が大きい
- ② 形態や材質によって色彩評価が変化する
- ③ 色彩を評価する基準が多様である
- ④ 色彩評価は、色彩の組み合わせにより変化する
- ⑤ 時間、天候、四季による変化がある
- ⑥ 完成後の色彩が事前予測しにくい
- ⑦ 色彩に対する専門的な知識、情報が乏しい
- ⑧ 色彩に関して相談できる専門家がいない
- ⑨ 住民の色彩に対する関心が低い
- ⑩ その他

その結果一番回答が多かったものは、①の色彩評価は個人差が大きい、という項目で、全体で82件であった。次いで、③の色彩を評価する基準が多様である、が多く、

全体で69件であった。いずれも色彩に対する評価の難しさがあげられているが、確かな評価基準が不足していることや組み合わせの難しさ、さらに個人の嗜好の違いが大きな問題であると考えられている。次いで、⑦色彩に対する専門的な知識、情報が乏しい、が多く、他④、⑥がほぼ同数であった。上位①、③の色彩の本質にかかわる問題と異なり、④、⑥においては、最近の色彩に関わるコンピュータシステムの導入等により、多少なりとも問題は解消されている様である。⑩のその他の項目の内容としては、場所(地域性)や規模によって評価が変化する事、建物を計画する側である施主・設計者の色彩に対する知識不足や都市景観に対する協調性の無さについての記載が目立った。

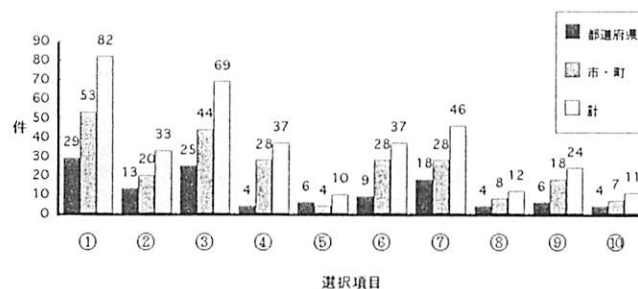


図3 規制における色彩の問題点

4 まとめ

自治体における色彩の規制は多くの場合、何らかの形で色彩について触れてはいるものの、明確に指導を行っている所はごく少数で、内容としても行っている所とそうでない所とでは大きな差が見られた。前者ではまず始めに現状の測色調査を行っており、その地区なりの方向性や伝統、視環境など多くの要因を考慮の上、色彩を特定づけるなどして規制を構築しており、その取り組みに対しても強い姿勢が感じられた。

しかし一通りの基準を作り上げた自治体であっても、色彩については大変扱いにくいものであり、現行基準はひとつの判断基準であるとの註釈をしたものがあつた。また多くの自治体からの希望としては、設計者や施主に対して景観形成を考慮した色彩への配慮、またそのための色彩に対する学習が必要だということがあげられていた。

本調査における今後の課題としては、アンケート調査の未集計部分の分析、また送付頂いた資料の詳細な分析及び事例の調査を行い、景観色彩の方向性を検討したい。なお、アンケートに御協力いただいた全国151の自治体に感謝いたします。

※1 金沢大学教授・工博 ※2 同助手 Dept. of Civil Eng., Faculty of Eng., Kanazawa Univ.

※3 真柄建設(株) Magara Construction Co., Ltd.